

令和 6 年度 第 1 回北海道森林管理局保護林管理委員会
議事録

日時及び場所

令和 6 (2024) 年 12 月 2 日 (火) 13 : 00～15:20

北海道森林管理局 大会議室 (3 階)

発言者	内 容
1. 開会	
三橋地域業務 対策官	ただいまから「令和 6 年度第 1 回北海道森林管理局保護林管理委員会」を開催させていただきます。 本日は、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。 本日司会を務めさせていただきます、計画課、保護林管理委員会事務局の三橋と申します。宜しくお願いいたします。 <資料確認> 本日の出席につきましては、お手元の委員会資料の出席者名簿及び座席表によりご確認いただきたいと思いますと思いますが、本年 4 月に森林総研北海道支所長に交代がございましたのでご紹介いたします。森林総合研究所北海道支所長の齊藤委員です。
齊藤委員	皆様こんにちは。森林総合研究所北海道支所の齊藤と申します。昨年度まで吉田が委員として出席していたと思いますけれども、この 4 月に交代しましたので、保護林委員も私が引き継ぐことになりました。よろしくお願いいたします。
三橋地域業務 対策官	ありがとうございました。なお滝谷委員が、本日急遽欠席となりましたので、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、開催にあたりまして、北海道森林管理局長吉村よりご挨拶申し上げます。
2. 局長挨拶	
吉村局長	皆さまこんにちは。森林管理局長の吉村でございます。 委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、年末の慌ただしい中、本委員会にご出席いただきましたことを御礼申し上げます。また、日頃から北海道国有林の管理・経営に対しまして、様々なご助言ご協力をいただいておりますことも併せて感謝を申し上げたいと存じます。 本日の保護林管理委員会では前回から継続しております、石狩浜海岸林の保護林新設について、また、令和 7 年度以降のモニタリング調査のあり方について、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。 その他といたしまして、十勝岳における治山事業等についての検討会の状況、合わせて知床における携帯基地局整備をめぐる動向について報告させていただきたいと考えております。 なお、これに先立ちまして、先ほどご挨拶を頂戴いたしましたが、委員長をお願いしている森林総合研究所北海道支所長の交代がございましたので、後ほど委員長選任についてご提案をさせていただきたいと考えております。 限られた時間ではございますが、活発なご議論ご意見を頂戴できますようお願い申し上げます。 本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。
三橋地域業務 対策官	これから議事に入りますが、昨年度まで委員長でありました、森林総合研究所北海道支所長の吉田様が退任されました。このことから、委員長の選任を行いたいと思います。 委員長の選任までは、寺村計画課長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 議事 (1)委員長の選任について	
寺村計画課長	委員長選任まで議事を進めさせていただきたいと思います。 また、保護林管理委員会につきましては、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、森林管理局長が設置し、これらの意見を求めるものとしていただいているところでございます。 それでは、議事 1、委員長の選任につきまして説明をお願いいたします。
三橋地域業務対策官	委員長の選任につきましては、北海道森林管理局保護林管理委員会運営要領の第 4 の 1 で、「委員会の委員長は委員の互選により選任する」となっております。 よろしくお願いいたします。
寺村計画課長	それでは、事務局より説明のありました委員長選任につきまして、委員の皆様からご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、ご意見がなければ事務局の方から提案するという形としたいと思います。よろしくお願いいたします。 ご意見がないということですので、事務局から提案をお願いしたいと思います。
三橋地域業務対策官	それでは、委員長につきましては、森林総合研究所北海道支所長の齊藤委員にお願いしたいと思います。
齊藤委員長	委員長を拝命いたしました齊藤です。 何分初めてですので、いろいろ戸惑うところもあると思いますが、皆様のご協力を宜しくお願いいたします。最初に、去年の議事録などを拝見しまして、いろいろと混乱していたようです。議題内容として、もう決まったことの説明で何を言っても無駄なのではないかとか、何かこの会議で意見を集約して提言するべきだとか、いろいろな意見が出ておりましたけども、この会議の位置づけについても一度確認しておきたいと思います。 先ほど事務局からご説明ありましたように、専門の方々から意見を伺い、それを元に森林管理局の方で意見を参考に方針を検討しているという位置づけで、特に決まったことを皆さんに知らせるという会議でもなく、何かの一つの意見に集約して提言するという会議でもなく、自由にご意見いただいて、それについていくつか議論して、集約できればいいですけども、無理に集約しようとはせず、出た意見は意見として記録して公表し、それを元に森林管理局の方で検討していくという位置付けで、そういう形で進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。 それではそういう形で進めたいと思います。
三橋地域業務対策官	委員長、ありがとうございました。 このほか、委員会の中で小委員会を設置しております。菊地委員、玉田委員および中田委員の 3 名につきましては、引き続き、小委員会委員としてよろしくお願いいたします。 議事 1 につきましては以上でございます。

(2) 資料 2 保護林モニタリング調査の計画について	
齊藤委員長	資料 2 保護林モニタリング調査の計画について事務局より説明をお願いいたします。
三橋地域業務 対策官	< 資料 2 説明 >
齊藤委員長	ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。
中田委員	3 ページの今後の方針について確認させていただきたいのですが、下の方の図のところに左と右に「調査」という緑の箇所がありますけど、こちらは詳細調査というふうに考えてよろしいでしょうか。
三橋地域業務 対策官	この調査につきましては、詳細調査あるいは概況調査を含んでいるものでございます。
中田委員	それでは、この真ん中の職員による調査は、概況調査ではないということですか。
三橋地域業務 対策官	職員の調査につきましては、概況調査での調査になるのですが、この両側の 5 年の調査につきましては、詳細調査あるいは概況調査ということで、それぞれの保護林での種別、あるいは保護対象のものによって、詳細あるいは概況ということで、考えていきたいと思っております。
中田委員	もともと概況調査というのが始まった時に、基本は森林官などが行うのを概況調査とするというふうになったと私は理解しているのですけれども、それで、4 ページの第 3 項のところにある「10 年ごとのモニタリングとした場合に生じるモニタリングが行われない実施計画策定作業の周期」とは、その前のページに書いてある職員による調査として書いてある所だと思うんですけど、この下線の引いてある実施計画策定作業、このことが概況調査じゃないのでしょうか。
三橋地域業務 対策官	第 3 項についてご説明している部分につきましては、10 年ごとにモニタリングをした場合に、中間の調査を森林官等による巡視ということで行っているところですが、当局での概況調査につきましては、過去の委員会の中でチェックシートという形により、その保護林の概況調査を行うことで、現在行っているんですが、そのような形で調査を進めていくということで説明をしているところです。この部分での前後の調査については、保護林の保護対象種によって詳細あるいは概況ということです。ですので、スタート時点ではイレギュラーになるんですが、このように進めていくということで検討しているところです。
中村委員	説明がわかりません。まずは現行のモニタリング調査の計画というのはどういうものか、現行の内容をきちんと書いてください。それから、調査と書いてあるのが、2 ページで四角囲いをしている詳細調査なのか概況調査なのかを、きちんと区別して書いてください。 そうじゃないと聞く側は混乱するし、3 ページの図においては職員による調査という、新しい名前を付けられると、中田委員がおっしゃったように詳細なのか概況なのか、それとは違う調査なのかもわからない。 同じ意味とするなら同じ言葉を使ってほしいし、現況なので、今後についてどういう提案をこの委員会にしているのか明確にいただかないと、今の説明では混乱しています。
齊藤委員長	説明を聞いていると詳細調査と概況調査というのは、明確に決まっていないような印象を受けるのですが。
三橋地域業務 対策官	資料の作りと、こちらの説明がしっかりと対応できておらず大変失礼いたしました。 これまで、当局においては、5 年周期で調査を行ってきております。詳細調査で、5 年周期で行っているものもございまして、概況調査で、5 年周期で行っているものもございまして。その中で今回の提案につきまして、もう少ししっかりとしたものをご説明できるようにいたします。わかりにくい資料となりまして、大変失礼いたしました。
齊藤委員長	資料には詳細調査、概況調査、単に調査、職員による調査などいろいろな用語があり、そのあたりの整理ができていないようですので、次回は整理しておくようお願いいたします。
中田委員	概況調査がしっかりできているのであれば、特に問題がないと思うんですけど、少し気に

	なったのは、最初の話と、次々に人も変わらと思うのでずれていくかなと思います。次回整理されるということなら、さらに整理していただきたい点がありますのでお願いします。 概況調査だけで詳細調査をやらないというところが出てくると思うんですけども、もちろんその場所によっていろいろあるのですねとも言えませんが、例えば詳細調査を20年も30年やらないとか、それとも10年に1回は詳細調査はやりますというような決め事を作ってもられないと、いつまで経っても詳細調査をやらないところが出てくる可能性があります。 すべてのところで詳細調査をやるというふうに言っているわけじゃなくて、そのあたりを少し考えた方が良くかなと思います。 ここにあります参考資料のマニュアルに、詳細調査を、例えば森林官がやることになると確かに非常に難しいものも多々あります。ただ概況調査に関しましては、職員によってはできる人、できない人がいるかもしれませんが、基本的には誰でもできるように概況調査のマニュアルは作ってあると思うんですよ。ですので、概況調査を森林官にやっていただくのは全然問題ないと思います。 ただ、10年間何の調査も行わなかったら、かなりまずいことが起きる場合があるので、必ず5年に一回ぐらいは概況調査に属するようなものをしていただきたいというのは、私個人の意見です。 あと、この3ページの図だと、詳細調査なのか概況調査かはともかく、調査を5年に1回しかやらないと読めるわけですけど、基本はこれでいいと思いますが、例えば、この職員による調査が入った時に全部倒木していたとか、そういうことがあった場合は、次は5年後に調査するのではなくて、翌年とか、その次の年とかに調査をするというふうにしないと何の意味もないと思います。その点についても分かるような資料をお願いします。それが残っていくと思いますので、それをしっかりと引き継ぎしていただくことが大事なのかなと思います。よろしくお願いします。
齊藤委員長	事務局の方で何かございますか。
三橋地域業務対策官	貴重なご意見ありがとうございます。職員による調査をした場合に、中田委員からご意見いただいたようなケースも出てくると思いますので、その場合、速やかに翌年、あるいは翌々年に調査できるような、仕組み或いは計画を検討しなければいけないかなと思っておりますので、ご意見を踏まえて少し検討させていただきたいと思っております。
横山委員	よろしいですか。この参考資料①の資料4のページが書いていないので伝えにくいのですが、「4 モニタリング調査手法の選択」というページと「3 モニタリング調査項目の選択」、3と4のこの見開きの部分と、今示していただいている現行のモニタリング調査の計画について、北海道局ではどうしているのかという、マニュアルとの違いを示していただかないと分かりにくいと思います。 他の局では、保護林を10年周期で調査する場所と5年周期で調査する場所に分け、それでは足りない場合は毎年調査する、ないしは中間地点で署員が簡易調査をするというような区分をとっています。 ところが北海道局は、すべての保護林を5年おきに調査するという独自の選択をされています。その説明が、まずは必要なのではないかと思います。 今回のこの変更は、10年ごとの場所を作りたいと読めるわけですが、予算やマンパワーの面から10年おきに予算をかければ済むところを用意したい、それで済むところはそれでいきたいというのはわかるんですけども、一方で、毎年でも調査しなくてはならない、変化が激しい保護林もあると思います。なので、今回のこの提案は、10年ごとの場所を機械的に作り、その間に職員による簡易観察を入れることで期間が倍になることのマイナスを減らしたいというように読めるわけですが、話の順番が違うように思います。 そうではなく、すべての保護林を5年ごとに調査するという、今のこの選択の仕方を再検討し、毎年でもモニタリングしなければいけないところはないのかを調べる。10年おきのモニタリングにしても大丈夫ではないかというところを抽出すること。それで5年未満、5年

	毎、10 年毎というような本庁のマニュアルの区分に近づけた上で、一つずつ保護林ごとに適切なインターバルを決めていく必要があると思います。 この保護林は 1 年がいいのか、5 年でやるのか、10 年でやるのか、ということを検討できる資料作りが必要と感じました。 また、2 ページの言葉遣いで気になるのが、この四角囲みの中に①②③④となっていて、保護対象種と書いてあるのですが、保護林の役回りは特定の保護対象種を護るというものもいくつかありますけれども、基本的に群集ないし生態系という場を保全するのが保護林なので、この保護対象種の「種」は要らないのではないかと思います。 さらに、3 ページの今後の方針で、この強調の黒になっている上から三行目の「変化は少しずつ進行する」と書いてありますが、シカによる食圧で下層植生が 1 年か 2 年ですっかり消えてしまうというようなところが、本州や四国や九州では続出していますので、森林の変化は少しずつ進行するという認識は改める必要があると思います。
齊藤委員長	ありがとうございます。最初の 1 点目は調査の間隔を根本的に変えたらどうかという提案かと思います。他の 2 点については種を入れるか、森林の変化は少しずつという認識が甘いというご意見だったと思いますけれども、事務局の方で何かご意見がありますか。
三橋地域業務対策官	ご意見ありがとうございます。保護林も、対象ごとに 5 年あるいは 10 年ということではないということですね、例えば、希少種によっては毎年調査をしている箇所もございますが、もう一度、保護林別にその視点にたって検討を進めて作業計画をお示しできるようにさせていただきたいと思っております。 また、資料の保護対象種という部分につきましては、今ご意見を承ったところでございますので、保護対象というような形で、群集、生態系を中心としていろいろと検討を進めて行きたいと思っております。
齊藤委員長	中村委員お願いいたします。
中村委員	今、横山委員がおっしゃったのは、例えば 4 ページに書いてある内容は、上位規定なんですよ。ということは、これにすべて北海道森林管理局も則らなくてはいけないですよ。ということで、その 5 年未満というのは、非常にリスクが高い場所については 1 年という横山さんがおっしゃったような議論だろうし、5 年ごとというのは、ここに書いてある。まあ、すべて遷移の途中でやるような方法だと思うんですけど、ア〜キまであって、10 年ごとというのはそれに該当しない保護林ということで、(今回の提案についても)モニタリングと書いてあるのは、この 5 年未満とか 5 年ごととか 10 年ごとというのは上位規定的には詳細調査について書いているのか、それとも職員の概況調査も含めた形で言っているのか、上位規定をどういうふうにしているのか、それを教えてください。 それからこのモニタリングって何年やったんでしたか。平成 29 年度から何回やったのか。まだ一巡だけしかやってないですか。 つまり私が聞きたかったのは、この 10 年に延ばした時に、10 年前の調査と 10 年後の調査をチェックすれば、本当に 5 年ごとにやらなきゃいけないかは、ある程度分かるじゃないですか。3 回やっていれば 1 回落としても、だいたいの変化がなかったというエビデンスになると思うので、そういう形のチェックを入れられるならば、この真ん中の職員による調査である程度いいという理屈づけにもなります。今までやってきた調査を 10 年でみたらどうかということをやればいいんじゃないかなと思います。これは提案です。 それで最初の質問を教えてください。この上位規定についてのモニタリングというのは、三橋さんのおっしゃる詳細調査なのか概況調査なのかを教えてください。
寺村計画課長	お答えいたします。この参考資料①の 4 のところで、先ほど横山委員がおっしゃったように、モニタリングについては概況調査か詳細調査のいずれかを選択するということとなっております。その一方でこの上位規定で書いておりますのは、本資料の 4 ページでございますけれども、中村委員がおっしゃったとおり、上位規定で 5 年未満ごと、5 年ごと、10 年ごとをそれぞれの状況によって判断するというのが全国的な運用指示となっている一方

	で、北海道局は一律 5 年ごとで行っていたので、今回見直したいというのが森林管理局としての考えでございました。 その上で 3 のところで 10 年ごとと選択した場合は、10 年空く間の真ん中の 5 年のところで森林官等の巡視等をして、簡素な現況調査を行うということで、これについてはあくまで現況調査ということで、概況調査ほどの精度を求めてない、いわゆる巡視に基づくものという形で理解しております。
中村委員	私の質問にちゃんと答えてほしいです。私が質問したのは、ここで上位規定のモニタリングというのは、この 2 ページに書いている詳細調査なのか概況調査なのかということを答えてくださいと聞いています。
寺村計画課長	説明たらずで申し訳ありません。 長官通知の中では、概況調査なのか詳細調査にするかというところの規定の詳細が書かれていないところでございます。その上で参考資料①4 にあります、保護林モニタリング調査マニュアルという、別途参考資料として書かれているものの中で、詳細調査と概況調査についての選択方法というのが示されておりまして、それにつきましてはモニタリング調査の方法の選択というところで、状況によってそれぞれ判断するという形で整理されていると理解しているところです。
中村委員	我々が理解しない限り、議論が難しいと思うのですが、言葉がそもそも理解できないのです。ここでいう詳細調査というのはこの選択の中でどれにあたって、概況調査というのはこの選択の中でどれにあたるのですか。
横山委員	私が説明するのも変なのですが、その区分は参考資料①4 の保護林モニタリング調査マニュアル概要版の中の、4 ページめくったところに 4 モニタリング調査手法の選択というページがあって、その右下に調査手法「資料調査」、「森林概況調査」、「森林詳細調査」の選択の目安というのがあります。この四角の中にあるもの、マトリクスに一つずつ保護林を当てはめていき、この保護林は資料調査かつ概況調査にする、この保護林は資料調査かつ詳細調査にする、すべて詳細調査だけにするということを選択することになっています。北海道局の保護林についても、このマトリクスを使って選択をされていると思います。なので、その保護林ごとに調査の中身が少しずつ違うのは、このマトリクスがあるからです。そういうことでいかがでしょう。
齊藤委員長	詳細調査、概況調査という用語が、参考資料①の方と少し違う、資料調査ですか、森林概況調査という言葉になっていて、そこが分かりづらくなっているかなと思います。 基本的には横山委員が指摘したとおりで、この調査手法の選択の目安というところに則っている理解でよろしいですか。 そういうことなのですが、何か今の意見につきまして、あるいは他の意見がある方はお願いします。
玉田委員	今の説明でだいたい分かったのですが、要するに概況調査の部分はこの参考資料①の方に入っている、保護林モニタリング調査概況調査マニュアルでもっと細かく決まっているということですね。 今日は示されていないだけなのか、知らないのかよくわかりませんが、詳細調査のマニュアルっていうのがあるという理解でいいですか。
三橋地域業務対策官	概況調査等マニュアルにつきましては、北海道森林管理局で作製したものでございまして、詳細調査につきましては、参考資料①の保護林モニタリング調査マニュアルの中に詳細調査にかかわる具体的な調査方法が記載されておりまして、本日の資料の方には添付がありませんが、現行の詳細調査を行っているところでございます。
齊藤委員長	よろしいでしょうか。他にご意見があればお願いします。
渋谷委員	次の委員会で、10 年にするところを提案したいということだと思うんですけど、5 年のところを 10 年にする場所が出てきても、私は別に構わないと思うのですが、保護林がいくつあったか覚えていないのですが、たくさんありますので、先ほど横山委員もおっしゃって

	た、延ばす箇所の理由をしっかりと説明してほしいと思います。 あと、図で出てきた職員による調査の内容の説明がないので、そのところの説明もしっかりできるようにお願いします。 それから横山委員がおっしゃっていた、植生が急激に変わる場合というのはあると思うんですけど、たぶん多くの場合、気象害とか病虫獣害の影響で急激に変わる場合があると思いますので、最初中田委員がおっしゃっていましたが、そういう場合に適切に対応できるように体制をしっかりと整えておいてほしいということもお願いしたいと思います。 あと、これは自分の経験から申し上げるのですが、私も固定試験地で5年ごとに調査をずっと行っているのですが、10年にするといろいろな不安が出てきて、個体識別をしていると個体識別が継続できなくなるというケースも結構ございまして、たぶん保護林も6cm以上は個体識別されているだろうと思いますので、そのプロットとかデータの継続性をしっかりと担保できるように、現地の設定からしっかりと検討していただきたい。 10年という結構長いです。いろいろなことが起こります。個体識別がなくなると、それだけで結構大変ですし、あまり大きいことはないような気がしますが、個体が見つからないことはよくあることなんです、繰り返し調査なので。そういうことがございますので、現地の設定から、今の設定で良いのかっていう所から、もう一度考えていただければと思います。 6cm以上の樹木だけでいうと、突発的な害がなければ10年(間隔)でも、私個人としては良いのかなと思いますので、変更部分に関してしっかりと説明していただければと思います。以上です。
齊藤委員長	事務局の方で何かご意見がありますか。
三橋地域業務対策官	貴重なご意見、ありがとうございます。それらを含めて進めていきたいと思います。
齊藤委員長	他にご意見があればお願いします。
玉田委員	確認しておきたいのですが、今日またいろいろと意見が出て、まだ全然まとまっていないと思いますが、今日出た意見を踏まえて、第2回目の時に、もう少しこうやりたいというのが出てくるっていう理解でいいですか。
三橋地域業務対策官	そのように考えております。
玉田委員	わかりました。今日示された中で職員の調査はどのようなものなのかよく分からないところもありますが、指摘したいことがもう一つあります。そもそも何のための調査なのか、モニタリングなのかというところを掘り下げないと、まずいのかなと思います。 私が一番心配しているのはシカの問題ですが、例えばオのところで「鳥獣・病害虫被害及び移入種による影響が顕著にある保護林」で、シカのこととして考えると、シカによる影響が顕著な保護林というのは、もうあっちこっちにあると思います。今までもモニタリングの結果を調査票で見ている中で、食害があったというものはありました。シカがいるから食べられているのはあたり前ですが、それが本当に保護林の存続にとって、食べられるぐらいだったら影響があるといえるのかどうか。保護林を維持していくために大丈夫なのか。それとも、もっと大きな意味でシカを管理していく必要があるのか。シカはこのぐらいの密度でいなきゃいけないというものを作るのか。道庁が保護管理計画を作っていて、個体数はこのぐらいにしたいと言いながら全然達成出来ていません。それに対して保護林側として、北海道の策定している密度に誘導していくために協力できる部分があるのか。影響とは、どの程度食害があれば影響なのか。非常に曖昧です。森林の更新のことでいえば、シカがいても母樹の樹皮をまるまるはげてしまうまで食べてしまう。あるいは更新樹種を50年間ずっとその食圧をかけていると、森林更新が進まなくなるから、木が枯れてしまうということがあるかもしれません。密度が低いと、10年ぐらいのスパンで稚樹がどんどん生長してって、老齢木と入れ替わっていくけれど、シカの密度が高いと稚樹の更新が遅くなる。例えば稚樹の更新が30年遅れても森全体で見たら更新している。更新しないわけじゃない。このような状況

	を影響ととらえるべきか。本来、保護林のあるべき姿とはどうなのか。今までも度々シカの被害について、食害がありましたという報告はありました。シカの影響を分析したらどうだという意見がずっとあったと思います。モニタリングの結果が全然分析されてない。更に分析されていないから、それを保護林の管理にどう結びつけていいかっていうところも、全然答えが出てきていないというところがあります。モニタリングの目的のところを掘り下げていかないと何のためのモニタリングなんだ。ただやれと言われているからやっている。あるいは参考資料の「5.保護林モニタリング森林概況等調査等マニュアル」の6ページ7ページに鳥獣害のことが書かれている。だから調査票にメモした」、だけでは資料は残るかもしれませんが、対策に結びついていくようなモニタリングになっていない部分があります。そのところをもう少し掘り下げていかなきゃいけないのかなと思います。
齊藤委員長	ご意見ありがとうございます。議題2につきましては、資料が見つらいということから、そのやり方をもっと変えた方が良いのではなど、いろいろご意見が出ましたけれども、他にございますか。
工藤委員	お願いなのですが、職員による調査の部分と概況調査というのを、まずは明確にして欲しいのと、職員の調査のレベルを最高レベルに上げろとは言いませんが、皆さんが統一した調査ができるような研修をするのか分かりませんが、そういった対策のやり方自体も示していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。
三橋地域業務対策官	ご意見等を踏まえまして、検討していきたいと思っております。
齊藤委員長	他に特になければ、次の議題にいきたいと思いますが。
中村委員	ちょっと心配なので。 齊藤委員長には申し訳ないのですが、事前説明や委員長説明が必ずあると思います。今回意見がたくさん出たので、次回の会議資料が出てくる前に、齊藤さんがきちんと評価レビューしていただいて、我々の議論が満たされているかどうかの確認をお願いします。そのうえで、この委員会をやってもらわないと、また同じことが起きる可能性があるのでは、委員長、よろしくお願いします。
齊藤委員長	はい。重い荷を背負わされましたけれども、今回出た意見はしっかりと記録して、それに対して局が対応しているかどうかの案を作って、一度、私の方でみたいと思います。では他になければ次の議題に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。 それでは議題2につきましては、いろいろあがった意見については、次回の対応でお願いします。

(3) 資料 3 石狩浜海岸林の保護林新設について	
齊藤委員長	資料 3 石狩浜海岸林の保護林新設について事務局より説明をお願いいたします。
三橋地域業務 対策官	< 資料 3 説明 >
齊藤委員長	ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。
中村委員	事前説明の時も違和感があつたのですが、このカーボンニュートラル実現への貢献というのが、唐突なんですよ。なぜ唐突かというと、このあたり一帯、風力発電が盛んで、いろんな意味で、保護林も伐採されるんじゃないかという危惧もあつたので、玉田委員と渋谷委員と私で、是非、保護林にしてほしいという願いをした経緯もありました。 ということで、ここでカーボンニュートラルというのは、保護林による炭素固定を言っているのか何なのか、凄く唐突なんですよ。でも、ひょっとするとなんか理由があつて、わざわざ書いたのかなと思うので。また、公益的機能の中に生物多様性を含めるというのは、いいのでしょうか。保護林のそもそもの主旨のところ、生物多様性の保全に期するというのがきちんと書いてあり、最後の資料を見てみると、明らかに生物多様性のことを資料として出しているなというふうに思うので、なんか違和感があるんですよ。 特にカーボンニュートラルの実現の貢献というのを書いた理由と、あえて生物多様性を公益機能の中に含めた理由を教えてください。
齊藤委員長	事務局から説明ありますか。
三橋地域業務 対策官	ご質問のありました件につきましては、国有林野の管理経営の目標は、公益的機能の維持増進を図ることともに、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用により、その所在する地域における産業の振興ですとか、住民の福祉の向上に寄与するということで、国有林野の管理経営に関する法律の中に記載がございますが、このような中で、カーボンニュートラルの実現に向けまして、森林内における風力や地熱といった再生可能エネルギーの導入促進への期待も高まっているということで、森林の持つ公益的機能の発揮など国有林野の適切な管理経営と調和するその再生可能エネルギーの適正な利用を図ることで説明をしたところでございます。このカーボンニュートラルの実現の貢献ということで、この保護林の設定に向けまして、主要な観点ということで記載をしたところでございます。
中村委員	三橋さんの説明は本当に難しくて分かんないです。 公開の席でそれを一般市民に話しても、たぶんほとんどわからない。私もわからなかったんですけど、少なくとも今の話は、カーボンニュートラルはやっぱり風車のことを言われている。それをなぜ保護林の設定で書かなくちゃいけないのか、私には全然わからないです。 もしかして樹木による CO₂ の固定のことを言っているのかなと思ったんですけど、そうじゃないならば、余計にこれを外すべきなのではないですか。 今回の件は、保護林設定の役割みたいなことで、基本的な考え方も書かれているので、カーボンニュートラル実現の貢献を消して、生物多様性の保全をするということをきちんと書かれればそれで良いのではないかと思います。提案です。
齊藤委員長	今の意見は、提案として記録しておくようにお願いいたします。
横山委員	私も今の中村委員のご意見に賛成です。 3 ページ目の左側の新設理由から想定される影響の所までの書き方も、もう少しこの自然そのものの、正しい記述を再検討していただけないかと思います。 この新設理由の三ボツ目ですけれども、まとまった面積で自然状態が十分保存されている海岸林は石狩浜海岸のみとなっているという、この定義の仕方では到底、日本の中でここにしかないということは言えなくて、この程度の定義に当てはまる自然林は規模としては他にも結構たくさんあると思います。なので、規模が大きな自然海岸の一つぐらいの書き方にするか、日本で唯一最大であることがわかる定義の仕方と書き方にすべきではないかと思います。 もしナンバーワン、オンリーワンを言いたいのであれば、エゾアカヤマアリのかつてのスー

	パーコロニーは世界最大だったこともあります。日本で唯一ではなく、地球の中で最大規模だったと言われていました。概ね 4 億匹ぐらいはアリがいるだろうと、推定されたことがあります。今から 45 年ほど前ですが、自然保護協会で、文化庁、環境庁、林野庁、それから北海道に、ここを自然環境保全地域や天然記念物にするべきと意見書を出したことがある場所です。 エゾアカヤマアリは蟻塚を作るアリですが、蟻塚が連続してあって、しかもその蟻塚は何年かに一度作り直されますが、その時に両サイドの巣と一体になっていくというようなものが、ずっと続いていて。 長野県の高標高の場所に生息するものは隣の巣と喧嘩になりますが、このアリはなぜか喧嘩をしないで巨大な一つのコロニーのようになっていくという、珍しい状態でした。ただ、今は壊滅的な状態になっていて、復元が必要だと思います。新設理由の中に、かつての世界ナンバーワンだったというポテンシャルを今でももっているところで、今でもこのアリの数は約 1/10 だといえども、これを元に戻していくことは十分できると思いますので、保護対象を書くのであれば、そういう動物群集を育てていた生態系を保護林として護るというような、habitat(生息地)を護るために、とても役に立つのだということを、ここにもう少し書く必要があると思います。 また、この現状と想定される影響のところに、風力発電施設との調整を図る必要があると書いてありますが、風力発電施設が周りに既にあつたり、計画されているのであれば、これからの悪影響を回避するためにも保護林を新設し、自然の保護と回復を図ると書くべきなのではないかと思いました。
齊藤委員長	今の意見に何か説明等ありますか。
寺村計画課長	貴重なご意見いただきました。エゾアカヤマアリのコロニーの存在は当局としても把握しておりますので、いただいたご意見を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えます。
齊藤委員長	それでは他にご意見ございますか。
玉田委員	カーボンニュートラルの話が随分出てきたので、先にこの話をしたいと思います。 やはり 1 ページ目、カーボンニュートラルが唐突だなというのが気になります。今日見せていただいた資料 3 を全部見ても、やはり全体的に希少種とか、生態系が重要という作りになっているので、それを基本的な考え方のところをしっかり埋め込んでもらって、それが浮き立つような資料にしてもらえた方が良いのかなと思います。 全体的に資料を見た中では、希少種の話はアカモズだの、キタハウネンエビだの、いろいろ出てきていますが、海岸生態系の中で「林」が必要だというのが、資料を見ていると弱い感じがします。なぜ海岸林が必要なのか。なぜ海岸林が大事なのかというところを、もう少し浮き彫りにした資料を作ってもらいたい。全道的に見ても海岸林が、今このぐらいしか残ってなくて、その中の一つだという資料でもいいと思うんですけど、そういう見せ方をした方が良いのかなと思いました。これは提案としておきたいと思います。 それから聞いておきたいのが、事前説明でもよくわからないとか、決まっていなと言われたんですけど、これは森林計画の方に掲載されて初めて保護林ということですよ。 森林計画の方は、今走っている計画を改訂すれば早く指定できる。急いで改訂しなくても、次の定期改訂まで待てば掲載されると思います。定期改訂を待つ場合、遅くてもいつになるんだという、スケジュールみたいなものが分かりませんか。
三橋地域業務対策官	まず、1 件目の関係につきましては、ご意見をいただきまして、検討させていただきたいと思っております。 森林計画の樹立の関係でございますけれども、通常の森林計画樹立の策定期間でいきますと、現行の計画が令和 9 年で 5 年目を迎えるということで、令和 9 年度末という計画期間となっているところでございます。
玉田委員	あと 3 年ですか。わかりました。早ければ早いほどいいけれど、急がせてもしょうがないと思うので、3 年待ちたいと思います。しかし逆に、3 年あるので保護林になったらどうなるん

	だということを考えたいと思います。前の議題でもあったように、保護林に指定されると保護林モニタリングが動き出すということが、森林管理局側の管理の一つとして出てくると思います。マニュアルに載っている通り一辺倒のことだけをするのではなくて、せっかくこの保護林を設定する中で、なぜここが大事かというのを、希少種もいるんだ。こういう生態系が必要なんだと、今これだけ議論しています。それを守るためにどういうモニタリングをしていかなきゃいけないのかということ、森林管理局のマニュアルの中へ入れ込んでもらいたい。そこから5年なのか10年なのかかわからないですけど、繰り返しモニタリングして監視して行くという仕組みができてくると思います。3年あればそういうことができると思いますから、モニタリングマニュアルを意識して、設定に向けて準備をしてください。お願いします。
三橋地域業務対策官	ご意見を踏まえて、今後検討していきたいと思っています。
齊藤委員長	それでは他にご意見ございますか。
早尻委員	一年ぶりに出席したので、この議題の説明は初めてですが。 保護林設定管理要領にも書いてありますけれども、これまでの設定に多かった奥地奥山の間所で設定するわけではなくて、市街地に面している、市民生活に近い場で今回設定しようということです。石狩市と小樽市の人たちともちゃんと意向を聞いて、私はこの保護林を設定すること自体を否定するわけではないですけども、いろいろな地域事情があるはずなので、その点をしっかり意見として確認してほしい、市町村自治体に何か権限があるとは書いてはいないですけども、連携という言葉となっていますが、調整はしっかりしていただきたいというのが感想です。以上です。
齊藤委員長	他にご意見ございますか。
渋谷委員	3ページに書いてありますが、非常に貴重性があるということは、客観的に認められることで、江戸時代から保護されてるみたいですし、先ほど、横山委員から日本国内ではないとありましたけど、このQuercus類が優占する、比較的面積がまとまった海岸林は北海道ではたぶんここだけだろうと思います。なので、非常に貴重な林分だと思います。 私も事前説明の時にものすごい違和感があったのですが、カーボンニュートラルというのは、ここに出てくるような言葉ではないと思います。 私、北海道の環境審議会に入っておりまして、ここに風車の計画が出てきたのは知っておりまして、非常に危惧しています。 特にこの海岸林の海岸側に風車を立てるとということになると、ものすごい影響を与えてしまう可能性が非常に高いです。当然ですけど、風車を立てるところは裸地になるわけですよ。伐開されるわけです。そういう土地ができると、そこから塩分を含んだ風が吹き込みますので、Quercus類はそういう被害に強いことは強いですが、おそらく内陸側が相当ダメージを受ける可能性は高いです。 樹種が違うのですが、サロベツ海岸では道路を開設したところで、内陸側のトドマツ林が枯れているという事象はありますし、Quercus類も、さすがに強い台風とかの風で大量の塩分が付着すると枯れるというのは普通に起こりますので、そういう被害が起こる可能性が非常に高いだろうと危惧されます。 ですので、3ページに「風力発電施設の設置計画が示されているから、これとの調整を図る必要がある」と書いてあるんですけど、正直調整がきかないですよ、なかなか。 いろんな影響がある時、または予測される時は回避また低減してくださいということになるんですけど、回避対策、低減対策を具体的に示されたことはほとんどないです、現実としては。 早尻さんからもご発言がありましたが、地元の市町村と上手く連携していくというのが、それもほとんど力がないです。1件だけあったですね、国有林の、小樽から余市にかけての稜線上に50数基の風車を立てますという計画に対して、小樽市長が明確に反対して、中止になったという例は一例あるんですけど、それ以外はほとんど何の力にもならない

というか、それ以外はないんですね。

それともう一点考えなきゃいけないのは、ここ国有林なんですよ。当たり前ですけど。

だから今この会議にのっているんですが、国有林とは何かというと、国民の財産です。国民の財産を国民から負託を受けて国有林野事業、林野庁が管理しているというのが国有林のあり方のはずです。カーボンニュートラルという言葉で括ってしまっていますけど、ここに風車施設が立って裸地ができて、それで内陸側の林分が毀損されるということがもし起こる場合、国民の財産を長期間にわたって毀損することになります。そしてそれを復元できる技術があるかという、ほとんどないんですよ。

北海道でも海岸林が1回消失したところはずいぶん多くて、その後、国有林も随分復元というか海岸林の再生に取り組んでいるんですが、例えば代表的なところでいうと道南の砂坂・江差ですかね。あれは北海道に自生しない樹種であるクロマツを使って80年かけて何とか今再生されてきている。日高えりも管内も、もう60年、70年やってやっぱりクロマツで再生してきている。そして北の方にいくと、自生種である北海道の針葉樹を使って、なんとか再生しているということで、広葉樹で再生する技術はないです。針葉樹、しかも自生種じゃないようなものを使って長期間かけて今なんとか針葉樹林ができています。だからこういうところを一回壊すとQuercus類というか、ミズナラ、カシワの林に戻す技術はないですし、戻せるとしても百年以上の相当長い期間が必要になってくるはずですよ。我々技術がないんですよ。しかも構造物をいっぱい建てなきゃ、たぶん再生できないですね。あの針葉樹になっているところも、全部構造物を使って何とか保護しながらやってきていて、構造物を入れるってこと自体が、景観上、非常に問題がある。どうしてもってときはしょうがないんですけど。風車は大きくて上の突端250m以上とかになりますので、まず景観上すごい問題があるんですけど、その影響を人為的に回避しようとする、おそらく風車の前面、海岸側に高い塀を立てるしか方法がないぐらい、人間は対応する術を持ってないと思います。不適切なのは当たり前なので。

ここで風車の計画があって、この林帯の海岸側に立つような計画がある場合は、それは非常に不適切で、なかなか法律上止める術はないのですが、今のような話でなんとか説得してもらって、できれば風車はやめてもらう方向で考えてもらえれば一番ですし、少なくとも設置場所に関しては再検討してもらうようなことを求めていく、それが国民から国有林野を預かって管理している皆さんの責任であると思います。

この林帯の内陸側に風車を立てるのがいいかという全然良くはないんですけど、海岸側に立てるのに比べたら相当ましかなという感じですね。実際にはこれ全部保護林にして、保護林の中では風車は認めませんと言えればいいんでしょうけど、現実、できない状況なので、管理局も非常に苦慮してるんだろうとは思いますが。

ただ今言ったようなことで、海岸側に風車を立てて、風車の下面積は裸地ですから、もうビュンビュン風が吹きこむ形になりますので、そういうものを新設、敷設すること自体が明らかにマイナスである可能性は相当高いですし、その復元もできない。技術を持ってないということも考えると、出来るだけそれは避ける方向で考えていただくようなお話をさせていただかないかなと思います。

とにかくですね、ここの石狩浜の海岸林が貴重であるということは、3ページの資料でも管理局としても十分認めていると思いますし、それを護っていくのはやはり国民からの負託に応える管理局としての責任があると思います。ここは一度壊したら戻せないです。我々の技術ではたぶん百年以上かかっても戻せないと思います。戻そうとしても一回針葉樹を作って、そこから戻していくしかないんですけど、砂坂がやっとそういう段階ですかね。80年以上経ったところで、内陸側でやっと植えたクロマツの本数をうまく調整しながら、天然更新でQuercus類とか広葉樹とかが入ってきていますから、そこに遷移させていこうということが始まった段階ですので、石狩浜ってクロマツでいいのか、それとも自生の針葉樹でいいのか分かんないんですけど、一回壊すと本当に戻せないと思います。少なくとも私が生きているう

	ちは戻らないと思います。それぐらいの貴重な場所ですし、風車の影響っていうのは非常に大きいと予測できますので、正直、管理局にはカーボンニュートラルなんかは唱ってほしくないんですけど、この保護林に対して発電事業等々の影響が及ばないような対策ができない場合でも、十分にそれを事業者の説明していくようなことをお願いしたいと思います。 こういうことを言ったら怒られると思うんですけど、風車は20年から25年の寿命なんですよね。その間の一民間企業の利益よりも、ここの森林をしっかりと護るということの責任、価値の方がよっぽど大きいだろうと個人的には思います。今日、事業者さんがいたら申し訳ないんですけど、本当にそれぐらいの貴重な森林ですし、加えてこれは不確実なところもありますけど、ここに今想定されている事業の影響の大きさというのは凄いものが予測されると思いますので、その対応を管理局として是非考えていただければと思います。法律上ではなかなか止めることはできないのは私も知っておりますし、難しい問題ではあるんですけど、努力はお願いしたいと思います。 それでできなかったらどうしようかね。 それもすごく困るんですが、今話したようなことが起こる可能性は相当高い。蓋然性が高いですよと理解いただいた方がいいと思います。しかも戻せません。一回やって壊したら戻せないの、そこも充分に考慮していただきたい。 別に脅すわけではないんです。これは現実です。おそらく非常に高い確率でおこる、現実だと思います。なので、出来ることは少ないかもしれませんが、考えていただきたいと思います。
齊藤委員長	風車の影響に関する強い懸念のご意見でしたけれども、風車に関する情報とかお持ちですか。
三橋地域業務対策官	現在、既存の風車が10基西側の小樽市側のところにありますが、風車計画の関係につきましては、事業者との関係もございまして説明は控えたいと思います。ご理解の程、よろしくお願いします。
齊藤委員長	風車の情報はまだ発言できないということですが、非常に風車の影響に対する強い懸念のご意見がありましたので、局の方としても、ご検討お願いいたします。 他にございますでしょうか。
中村委員	この内容について、これからどうなるのかだけ教えてください。今、意見言いましたよね。これでおしまいなのか、この後、検討されてまたここに出てくるのか、そのプロセスがわからないんですけど。
齊藤委員長	プロセスについてどうですか。ただいまの意見をいろいろと反映して、第2回の保護林管理委員会に、計画を出しなোসという形になるのですか。
三橋地域業務対策官	これまでいただきましたご意見等につきまして、こちらの方でもう一度整理をいたしまして、第2回の委員会の中でご説明を差し上げたいと思います。
齊藤委員長	では、今出た意見を検討して、第2回の案として提出するということですね。よろしいでしょうか。 他にございますか。
工藤委員	できるのかどうか、また、今すぐということではないのですが、私的にはニセアカシアの対策を非常に懸念しております、今回はニセアカシアが多く入っているところ、侵入したところは外すような形になっているのですが、外しただけでは実はどうしようもなくて、ずっと切り続けるのかどうかはわかりませんが、対策をしないと絶対ニセアカシアが増えてしまう。 かつて、小樽の海岸線もそうですし、仁木だとかあの辺をみればわかると思うのですが、ニセアカシアだらけになっているんですね。なので放置してただ黙ってみただけでは、きっとニセアカシアがどんどん侵入してきて、どうしようもなくなってしまうっていうことがあるので、できれば保護林を設定するにあたっては、そのニセアカシアおよびその外来種対策というのを盛り込んでもらえないだろうかと、個人的には思います。
齊藤委員長	他にございますか。いろいろな意見が出ましたけれども、ちゃんと記録して次回の第2回

	保護林委員会に修正した議案として提出するということで、よろしくお願いいたします。
--	--

(4) その他 1.十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林における治山事業について	
齊藤委員長	その他 資料4 十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林における治山事業について、事務局より説明をお願いします。
三橋地域業務対策官	<資料4説明>
齊藤委員長	今の説明は、昨年いろいろ紛糾して流木対策の検証に関する検討会を今年何度か開催し、その方向性とかを議論しているところで、その検討会の進捗状況に関する報告ということでよろしいですかね。 こちらの保護林委員会との関係につきましても、検証に関する検討会の会議資料等を事前にみなさんに回して、意見があればということで保護林管理委員会との関係になるという報告ですね。 何か分からないことあれば、質問を受けますけども。よろしいでしょうか。 では、具体的な方針につきまして、検討委員会の方で進んでいくし、会議資料につきましては、事前に意見があるようでしたら、こちらからも上げられるようになっておりますので、またその時よろしくお願ひいたします。
中村委員	すみません。事前説明もお聞きしていて、この保護林委員会で、私も含めて、多くの方々が伐採してしまうのはやはり問題だということになったと思うのですが、森林管理局によくよく考えていただきたい。治山や砂防に Level1 や Level2 という概念は、どうやらなさそうだということがわかったんですが、日本の防災会議の中では、例えば東日本大震災は L2 です。つまり、あれを完全に防ぐことはもう諦めたんです。たぶん胆振東部地震も L2 だと思います。 これまで治山分野で延々と積み上げてきた緑化もしくは、荒廃溪流に治山施設を付けて、なんとか緑にしようとしてきたことは大事だと私は思うんですね。 今回の議論は、そこで出来た緑が、逆に災害の原因 (source) となるということで、今度は伐るという自己矛盾が起こっているんです。社会に対しても。それが成長し出したときどうするんだという回答は保護林委員会では何も答えてないし、今回も、ほぼ伐らないと云う方向に変わってしまったので、結果的にその議論を避けてしまった。避けることが私にはいいとは思っていないです。 よくよく考えていただきたいのですが、もともとの治山の目的は何で、それに対して本当に泥流の対策ということで伐ってしまうことが、これまで皆さんがやってきた、先人たちがやってきた、それに矛盾していないのかを考えていただきたい。しかも伐採しても樹木は更新するというのも前提として。 今回、伐らないことになったので、それほどこの議論に踏み込まなくなってしまったのですが、最初にどうしてこういう思考過程になってしまったのか、というのが私は非常に不満で、そこは逃げずに、今後もこういうことが起こると思うので。 例えば、土石流危険溪流で今まで溪畔林は大事だと言ってきたことを、危険だから伐るんだという行動に移すことも含めて、よくよくその矛盾を解決するような理論建てを森林管理局の中できちんと持っていただきたいなと思いました。
齊藤委員長	ご意見、ありがとうございました。他に何かありますか。
近藤計画保全部長	事前説明の時にも中村委員から同じようなお話を聞いております。私どもも、様々なことを考えて、これからも事業実施に取り組んでいきたいと思っております。委員からのご指摘も考える一つの良い機会になったと思っておりますので、様々なことを考えて事業化に繋げていくことを行っていきたいと思っております。
齊藤委員長	よろしいですか。他になければその他2に移りたいと思います。

(4) その他 2. 知床半島における携帯電話基地局整備に関する経緯と現状について	
齊藤委員長	その他 知床半島における携帯電話基地局整備に関する経緯と現状について事務局より説明をお願いします。
穂積課長補佐	<資料説明> 画面投影のみ
齊藤委員長	ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問があればお願いします。
中村委員	ニカリウス地区については、保護林には入っていないのですか。
三橋地域業務対策官	国有林ではありません。
中村委員	ということは、今回の委員会としては岬の問題が一番大事ですか。
三橋地域業務対策官	はい。
中村委員	わかりました。
齊藤委員長	よろしいですか。ご意見ご質問あればお願いします。
玉田委員	去年からずっと議論している内容で、やはり気になっていたのは、去年の説明資料が回収されていたので、なんかおかしいなと思いながら見ていました。いざこうやって計画が出てくると、4 ページを見てわかると思いますが、今までの説明では、太陽光パネルは文吉湾の中に作るという話だったのが、新聞報道でも分かってましたけど、ここで説明されたことと違う話が出ていた。 我々保護林の検討委員会では、基本的に現場に行かないので、あげられた資料をもとに議論するしかないんですけど、出される資料が本来計画しているものと違うものが出てきしまうと、正確な議論ができない。できなかったというところだろうと思います。 今までずっと言ってきたのが、オジロワシの巣が事業区域内の近くにあるのがわかっていましたが、事業区域内にはないよということで、意見を提案していた。ある程度地元からの要望もあったので、GO サインを出さざるを得ないだろうなと思って、それに向けた意見を出していたんですけど、いざ蓋を開けてみるともの凄いい話になってしまった。 それから、地元の意見をちゃんと尊重してくださいと言ってきました。どこでどうボタンをかけ間違えたのか分かりませんが、地元への説明が不十分だったのかなと思います。それが新聞騒ぎになって、中断に追い込まれたのかなというふうに思っています。 それと会議の進め方、資料の出し方についても非常に疑問がありました。一つ苦言として、言っておきたいと思います。
中村委員	私もちょっと確認したいんですけど、関連してですが、もう忘れちゃったんですが、この話題は、科学委員会の方でも委員長としての私のミスだったんじゃないかなと自分で反省して記者会見の時もそう言ったんですが、この保護林委員会では、この話題は今玉田委員がおっしゃったような、どういう形で出されたのか、ちょっと記憶にないですよね。それが報告だったのか、議題として出されたのか、そこをちょっと教えて欲しいですけど。 仮に報告だと、我々は決まったことを通達される形なので、是非の議論がなかったといったような、そんな感じのような覚えがあるのですが、そのあたりがすっきりしなかったなど。
玉田委員	この経路沿いに沿って線上に保護林を外さなきゃいけないからということで、委員会にかけられて議論するというので、私は承ったつもりです。
中村委員	それは議題としてですか。
玉田委員	議題としてです。
寺村計画課長	お答えいたしますと、議題としては、その都度情報提供しつつ、方針としてこちらについての事業実施の要望が上がっていますので、保護林小委員会でご助言いただくという方針でご了解いただきたいという説明をしたところでございます。 基本的に土地の管理者として、地元なり、総務省、携帯事業者からこういう形でご要望いただいたところでしたので、話が出てきた都度、保護林管理委員会のところで状況の報告をしたところでございました。その時にご説明した大まかな敷設方針とか、そういったとこ

	ろは伺っていたものの、どこで太陽光発電にするとか、ケーブルルートをどうするかという方針は森林管理局としても詳細に伺っていなかったところですが、そういうところも踏まえ迅速に検討していきたいので、その詳細が出てきた段階で小委員会でご議論いただいて、そのいただいた意見をもとに事業者を指導したいという形で当時ご説明をしております。
中村委員	ということは小委員会マターということなのですか。
寺村計画課長	基本的にそういう方針でお願いしたいと、会議の中でご説明しております。
中村委員	気になるのは、このような案件が今後も出てくる可能性もあるので、そういう時に保護林の解除ですね。一部分について。それについてどういう形で民主的なプロセスを作っていくかということが大事だと思います。科学委員会の方は「OUV」なんです。顕著な普遍的価値をどうやって護るかというその一点で議論しました。携帯基地の必要性とかということになると、人によって千差万別の意見が出てくるので、当然地元の多くの方々は便利にそういうものを使えた方が良く、海岸を含めて電波がない箇所が少なくなると主張されていたと思うので。 言いたいことは、保護林委員会としてやる時にきちんとしたプロセスを取っていかなきゃいけないんだけど、今回、小委員会のマターとして検討しました。今回の保護林の解除が、小委員会のマターになるのが適当なのかどうか。
寺村計画課長	公共事業との調整については、小委員会でご議論いただくという形で対応しています。
中村委員	たぶん、その時にちゃんとした情報が出てなかったというのが、玉田さんの意見ですよ。
玉田委員	その時もそうですし、会議でいろいろ出てきた時も、再三、太陽光パネルはどこですかって聞いたら、文吉湾の中ですって言われたから、下なら大丈夫だなと思っていました。そのところは強く印象にあったんですけど、いざ新聞報道を見ると、太陽光パネルは岬台地の上側だというのがみえてきて、新聞で言われていることと会議で出てきた内容が全然違う。最初から疑問を持ってしまったが、さらに疑念を感じてしまったというところなんです。
齊藤委員長	確認なんですけど、最初は小委員会マターで上がって、それからこちらの保護林委員会の方に提示されたという形になっていますか。
中村委員	その時は報告です。
齊藤委員長	最初はいろいろ決まっていなくて報告という形で上がってきて、諸々固まってきたところで、皆さんにご意見を伺うという形で提案されたという理解で良いですか。
寺村計画課長	昨年度末の時点で、大まかなルートの方針等については、保護林管理委員会のこの会議の場で説明申し上げたところです。その際に事業者から詳細な設定がまだ示されていない段階でしたが、その一方で、着工については迅速な対応を求められていたことから、公共事業としての事業と、この保護林との関係のご助言については、小委員会の方で議論していただくという形で、こちらの方でご理解いただきたいとご説明しているというところでございました。
齊藤委員長	ここの会議にかけられて、具体的な意見については、小委員会の方で上げてということですか。そういう経緯だということですが。すけれども。
横山委員	ちょっと違うんじゃないかと思うんですけども、資料がないから何とも言えないですが、小委員会に助言を求められたんですけども、小委員会の委員の方々が保護林委員会マターでやっていくぐらい重たい話題だということで、本委員会にかけられたんじゃないかと思うんですけども。それはもう報告と伝達というものではなかったかと思うんですね。 もちろん意見は聞かれましたけれども、私がその時に非常に気になったのは、この携帯基地を作って携帯電話が使えるようにするのは、遊覧船事故のような危険を排除する手段になった。みたいなことを言われたのと、それからこの正否の議論っていうのは、世界遺産の科学委員会でやるっていうふうの説明があった。ですが、その2つとも結果としては違っていたでしょう。 保護林の管理委員会に、森林生態系保護地域の審議に係る情報が、まるで違う

	理由説明みたいなもので、パスさせようとしたみたいに私はある種感じていたところがあるんですね。 なので、森林生態系保護地域というか、保護林に対するいろいろな外からのリクエストだとか、悪影響だとか、そういうようなことが起きた時には、保護林の管理委員会は他にどんな委員会があろうか、保護林の管理委員会として、きちんと独立的、自立的、自主的に、かかってきたテーマが、良いのか、いけないのかということを、きちんと審議するという、そういう委員会であるべきではないかと思うんですね。 世界遺産の科学委員会が審議をするから、保護林の管理委員会は報告を聞くだけで、あとは伝達事項を黙って承知してくれればいいという位置関係の委員会ではない、ということを確認に決めていただきたいなと感じております。以上です。
齊藤委員長	横山委員からご意見ありましたけれども、知床の最初の提案のされ方がよくわかっていないのですけれども、冒頭に私が申しましたとおり、基本的に事務局の方で案を作りまして、それについて固める前に、皆さんの意見を聞いて、それを元に検討して決めていくっていう立場で。 それ以外に報告事項として、決まったことに対する報告、それは質問とかもありますけれども、そういったものもあるけれども、基本的にこの保護林管理委員会は、作っている途中の案に対して各委員が自分の専門的な立場から意見を率直に言うという形だと思うんですけれども。 知床に関しては、最初のかかり方が委員の方と事務局の説明とで認識が違うようなんですけれども。
中村委員	実は、十勝岳も似たような感じで、伐採は決まっていると言われたんですよ。十勝岳の上位計画というか、その防災計画として、こういうふうにすると決まっているという議論になったんです。それはおかしいだろうというので、ここまで今また変わってきたんですが。 そういう意味では横山さんの言うとおり、保護林の解除というのは森林管理局から見て、法的、制度的に間違っていないならば、それを解除するという立場なので、ここにかけられることはまずなくて、報告事項なんです。たぶん、小委員会ではいろいろな検討をした方がいいということのアドバイスを求めるというスタイルをずっとやってきたんじゃないかなという感じがします。
玉田委員	いいでしょうか。十勝岳も小委員会にかかりましたよね。かかったけど、防災計画の中でいう話だったので、私は小委員会のメンバーですけど、野生動物の立場ということで考えますから、動物的に考えてどうなのかなというところで、問題がある時にはだめよって言います。森林生態系という話になると、少し私の専門外のところになります。 これも知床世界遺産の科学委員会という別の組織が動いていて、そっちの中での議論があったら、それを覆せるだけの権限が我々の中に、本来はなきやいけないんですけど、科学委員会が是といったものを保護林からみてだめだというふうには、やっぱり話は持っていないなと思いながら、ちょっと話をしました。
中村委員	ごめんなさい。科学委員会委員長としてそれは違うんです。科学委員会も実は報告事項として環境省から聞いています。それは何かというと、環境省はその「OUV」を基本、今回のこのケーブルもパネルも含めて、毀損しないと判断をして公益的な価値の方がより勝るんだということにして、Goサインを出しているんですよ。環境省マターとして出しているんです。我々科学委員会では報告事項だったんですよ、それは間違いない。 そこを私が議題にしなかったのは、私の落度であって、横山さんもさっき言われた、科学委員会で議論するからというのも間違いで、科学委員会で議論したのは、6月のあの時にちゃんと議論したのが初めてです。
玉田委員	知床もそうだし、それからこの前の十勝岳もそうですが、他のものが動いている中で、我々が判断していきなさいいけない。ある程度 Goサインを出した上で保護林として判断しなさいいけないからというので小委員会にかけられたと思っています。

	私も最初は十勝岳の関係は、治山の観点からしょうがないのかなと思っていたら、面積がこれだけの規模になったら、小委員会で対応できる話じゃないという意見が小委員のほかの委員会の方からも出て全体の話になったと思います。 それ以外にも、公共工事の関係で、道路拡幅に伴って保護林がかかるから小規模に外すことを議論してくださいということで。でも、道路のような公共工事である場合、その面積がそんなに大きくないということであれば、小委員会で仕方がないのかなと思います。 では、どこまでが小委員会の権限で、どれ以上大きくなったら、保護林を全体会議にかけるべきなのかっていうところも、曖昧なまま進んでいるので、混乱しながらやっているなあというところは自分自身としてあります。
中田委員	すみません。小委員会の議題の大体はですね、道路が災害で壊れたので、その復旧するのに 0.1 ヘクタールほど保護林を削って工事させてください。それがほとんどです。 非常に重要な幹線道路の(がけ崩れがあつて)そこを治すのに、ちょっとちょうだいと言われて良いですよっていうのは、普通ですよ。 先ほど玉田さんがおっしゃったとおり、十勝岳に関しては、何十ヘクタール全部伐採するという話だったので、それはさすがに保護林じゃなくなるわけですよ。保護林じゃなくなるわけですから、それは当然、そこを廃止するべきだと思うんですけども、そうするとそれは小委員会の権限を越えているので本委員会にかけてください、というふうに、たぶん最初に言ったのが私だと思うんです。当然ですよ。 それで、知床に関しては、工事が必要というご説明があつて、ニュースでも、結局電波が届かないからとかずっと言われていたもので、誰が考えたのか知りませんが、必要だというふうに理解していました。 この工事のやり方に関しては、ケーブルについては長く見えるんですけど、面積的には非常に小さいです。他の方法がないのかというのは、局にも意見を出していたかと思うんですけども、このやり方が一番良いということなので、しょうがないねっていうことで。 先ほど、玉田委員が太陽光パネルの話をしていましたけど、最初は文吉湾の中という話で、確かにあの下の方だったと思うんですけど、それで途中から上の方に太陽光パネルが移されたと思うのですが、私の記憶では、景観上、今太陽光パネルの位置になっているところは海から見えないらしいですよ。下だと見えるっていうことで、それを嫌がって上にしたというふうに聞いたような記憶があるんですけど、違いましたか。
寺村計画課長	公式には、景観上というところが一点と、もう一点は技術的にもパネルの設置場所が最も良いという話で、下の方になると傾斜地があつて、パネルが設置できないという説明はありました。
中田委員	そういうことがあり、パネルを置く面積もとても広いわけじゃないので、しょうがないねということで、小委員会として認めたというふうに私は理解しております。 小委員会の仕事っていうのは、先ほど言いましたけど、基本的に道路が壊れた、崩れたから直しますという時に、0.1 とか 0.03 ヘクタールのそれぐらいの広さを、全部、本会議にかけるのは非効率だからというふうに説明をされていて、私もそう思います。 ただ、小委員会としては、その道路の話とかならいいんじゃないかなと思いますが、十勝岳については、個人的に良いわけがないと思いましたので、本会議にかけてくれというふうをお願いしたという経緯でありました。
齊藤委員長	いろいろ話が拡散しているようですが、この会議の中では知床の報告ということで、皆さんに何かご質問があればという形でうかがったところ、前の説明と聞いていた説明と資料が違うという意見が出てきたのですが、資料が違うということに対しては事務局としてはどうですか。
寺村計画課長	太陽光パネルの位置のことに限っていいますと、事業者が種々検討していく中で、いろいろ変わったというふうに私は記憶しておりますので、そこのところをうまくフォローしながら説明できなかったところは、申し訳なかったと感じているところでございます。

齊藤委員長	という説明だそうです、いかがですか。
渋谷委員	この件と十勝岳の件は、似ているところは似ているんですよね。 この件を最初に聴いたのは、すでに総務省と国交省と環境省と林野庁がタッグを組んで進めていますという話で、保護林にかかっているのに我々は話を聞いてなかったですよね、というふうな出され方だったと思います。 十勝岳の方も、もう防災の方で伐ることは決まっていますからという出され方で、でも保護林が大きくかかわっているのに、それは違うでしょうという議論になって、十勝岳に関しては局長が赴任されてまだ日が浅かったと思いますけれども、迅速に対応していただいて、こういう委員会を組織して、検討が進んだということだと思います。 共通しているのは保護林に関する事なのに、ある程度事が決まってからここに出てくるというのが一番の問題だと思いますので、保護林に関わって比較的規模の大きいところ、あるいは規模が小さいですけど、非常に社会的な問題があるような場所ですので、そういう場所、そういうケースはできるだけ我々に、この委員会に早い段階で知らせていただくという、そういう仕組みを作ってもらえれば、いろいろな問題を解決というか解決しないかもしれないですけど、今よりは十分いい状態で対処できるのではないかなと思いますので、その仕組みづくりをしっかりと検討いただければと思います。 また、それができないケースも、たぶん世の中にはあるんだろうと思うんですけど、十勝岳はできていますので、そのところを検討していただければと思います。
齊藤委員長	ご意見ありがとうございます。私もこの会議の位置づけというのは、去年の議事録を見てよくわからなかったの、決まったものを出して説明するのか、それとも決まる前の段階を出して、みんなから意見を募って、それをもとにまた決めていくのかというあたりを確認したんですけども。 事前の説明では、決まったものをあげるのではなくて、意見を聞いてから決めていくという説明だったと思うのですが、そういう位置づけでこの委員会は進めていく、これからも進めていくものかなと思っています。そのあたりは、事務局の方もよろしいですかね。
寺村計画課長	はい。承知いたしました。
齊藤委員長	去年までの経緯が決まった段階でどういうふうにあがったのか、私もよく分からないのですけども、基本的にこの会議の位置づけとしては、この冒頭に申しましたように、決める前の段階で皆さんの意見を聞くという、会議の位置付けだというふうに私は理解しております。事務局の方も、よろしいですね。
寺村計画課長	はい。
齊藤委員長	話が拡散しましたが、知床の報告について、他に意見とか質問はありますか。これはあくまで今回報告ということになりますけども。よろしいですか。
玉田委員	中村委員に伺いますが、とりあえず中断なんですよ。しばらくは、動かないんですよ。
中村委員	それは森林管理局に確認してください。 私は基本、岬は情勢が変わらない限りは、今は撤収した。中断と書いてあるんですけど、すべてのいろんな民意も含めてほぼ状況が変わらない限り、携帯基地は造られないだろうと思っています。ニカリウス地区についてはこれからなので、科学委員会からは環境調査をやってくださいということをお願いして、環境省側はそれを受けた形で、今進めていると思います。そういう状況だと思います。
玉田委員	わかりました。何か動きが出た場合はすぐに連絡ください。
寺村計画課長	事業者の立場ではないので、申し上げるものではないのですけれども、少なくともここしばらくは何かを進めようという形の相談は受けていない状況でございます。
齊藤委員長	よろしいでしょうか。それでは2点目はこれにて終了したいと思います。

(4) その他 3. シマフクロウシンポジウムについて開催について	
齊藤委員長	その他 資料 5 シマフクロウシンポジウムについて開催について事務局より説明をお願いいたします。
穂積課長補佐	<資料 5 説明>
齊藤委員長	シンポジウム開催報告になりますが、何か質問があれば受け付けますけど、いかがでしょうか。
玉田委員	参加した側からの意見です。 とてもいいシンポジウムでした。 良かったなと思うポイントが 2 つありまして、竹中さんからシマフクロウの若い個体が夕張山系沿いの西の縁まで来ているという話があって、昔は道南の方にもいたシマフクロウが、今、東から徐々にこう広がってきている。石狩低地がバリアになっているみたいだと。つまり、そこを森として繋げれば、シマフクロウがもっと南の方に行ける。そういう森づくりを考えなきゃいけないよという提案があったのが一つ。それと早矢仕さんの方からは、そのシマフクロウの将来を見据えて、レッドリストのあり方、保護のあり方、保護増殖をこれからどうしていかなきゃいけないのか。そういう今までなかったような提案があったので、すごく進んだなと思いました。 なので、林野庁としては、こういうシンポジウムが初めてだと思いますが、毎年とは言いませんけど、数年に一回ぐらいはこういう報告会をやってもらえるように考えてください。お願いします。
齊藤委員長	ありがとうございました。今日の会議の中では珍しく良かったです。 というお話ですけれども、他にも何かございますか。 では、シマフクロウのシンポジウムに関しましては以上になりまして、できればこれからも開催してほしいというご意見がありましたので、事務局の方はよろしく願いいたします。

(4) その他 4. 北海道森林管理局保護林管理委員会運営要領の一部改正について	
齊藤委員長	その他 資料 6 北海道森林管理局保護林管理委員会運営要領の一部改正について事務局より説明をお願いいたします。
三橋地域業務対策官	<資料 6 説明>
齊藤委員長	運営要領の一部改正について、今まで委員長が招集していたのを管理局長が招集するというふうに改定したいということですが、何かこれについてご意見ご質問があれば、お願いします。
菊地委員	自分的には局長招集でいいかと思いますが、委員会の流れの中で、中村先生が齊藤さんにおっしゃっていたことがあったと思うんですけど、今日の議事の内容を次回の委員会資料に反映されているか、委員長が事前に説明を受けて判断して、開催の可否を判断してくださいとおっしゃってましたよね。そういった進め方が局長招集になった場合でも担保されるのか。今日の話の流れで気になったので。
寺村計画課長	お答えいたします。今回のように支所長が退任されて、誰が招集するということになったので、局長にさせていただきたいというのがある一方、委員長は議事を運営するという形になっておりますので、議事の内容については委員長と森林管理局でよく擦り合わせて、事務局資料が適切に作成されているかどうかも含めて、委員長にご判断と言いましょうか、ご理解いただきながら進めていくという形で進めたいと思っております。
菊地委員	事務的には問題がないということですね。わかりました。
齊藤委員長	この改正につきまして、他に何かございますか。よろしいですか。 それでは、この改正は皆さんの了解を得たということで、4 番目の議題については終わりにしたいと思います。 事務局は、委員からの意見も出ましたけれども、改正された要領でこれから進めていくということでお願いします。 それでは今日予定された議題はすべて終了いたしました。予定時間を過ぎておりますけれども、議事を終了したいと思います。本日十分にご発言いただけなかった委員につきましては、後日、事務局まで伝えていただくよう、お願いいたします。ご協力ありがとうございました。それでは議事進行を事務局にお返しします。

4. 閉会	
三橋地域業務 対策官	齋藤委員長、議事の運営ありがとうございました。また委員の皆様にはご意見等をいただき感謝申し上げます。閉会にあたりまして、計画保全部長近藤からご挨拶をお願いします。
近藤計画保全部長	本日はお忙しい中、お越しいただきまして、長時間にわたるご議論、ご提案ありがとうございました。大変たくさんの宿題をいただいたというふうに思っております。 特に、保護林のあり方ということで、再編の際の考え方をもう一度、私共も見直して、どういことで保護林を再編したのか、またモニタリングの目的は何なのか、そういったことも含めて整理して、次回また改めてご説明する部分をご説明してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。本日は、誠に長い時間ご議論いただきましてありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。 本日は、どうもありがとうございました。
三橋地域業務 対策官	以上をもちまして、令和6年度第1回北海道森林管理局保護林管理委員会を終了させていただきます。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。